

第202000298996号  
令和3年2月26日

県内障がい福祉サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部長  
(公印省略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対する  
サービス継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について(通知)

本県の障がい福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した障害福祉サービス事業所等の利用者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年7月9日付第202000067486号鳥取県福祉保健部長通知)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、ご了知いただきますようお願いいたします。

(担当) ささえあい福祉局障がい福祉課生活支援・指導担当 中西 電話 0857-26-7193

#### 記

(改正概要) ※詳細は「新旧対照表」をご確認ください。

- (1) 集団感染等が発生したことにより、本補助金交付要綱別表1-1、1-2及び1-3で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合には、事業者からの個別協議により知事の承認を受けた事業者に対して基準単価を上乗せすることができることとしたこと。
- (2) 様式第1号、様式第6号及び様式第7号において「印」を削除
- (3) その他 軽微な変更

(個別協議について)

交付申請前に、別紙「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金個別協議について」を提出すること。